

令和5年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 13 日 提 案 分)

県 土 整 備 局

## 目 次

ページ

1	港湾の設置及び管理等に関する条例 新旧対照表	1
2	土採取規制条例 新旧対照表	4
3	神奈川県県営住宅条例 新旧対照表	5
4	神奈川県建築基準条例 新旧対照表	6
5	神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例 新旧対照表	11
6	県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第1工区）の概要	13
7	県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第2工区）の概要	18
8	県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期一建築）の概要	23
9	県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期一建築一第1工区）の概要	27



改 正		現 行	
			5 <u>漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務</u> 6 <u>その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務</u>
2	<u>真鶴港の施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、指定管理者に行わせることができる。この場合において、第4条第1項、第9条第2項及び第10条第1項中「、第2号イ及びウ並びに第4号」とあるのは、「並びに第2号イ及びウ」とする。</u> (1) <u>港湾の施設の維持管理に関する業務</u> (2) <u>第4条、第9条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）、第10条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）及び第27条に関する業務</u> (3) <u>第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務</u> (4) <u>港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務</u> (5) <u>漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務</u> (6) <u>その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務</u>	(新規)	
3	<u>前項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせることとなる時前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。</u>	(新規)	
4	<u>第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせることとなる時前にこの条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。</u>	(新規)	
5	<u>第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事</u>	(新規)	

改 正	現 行
<p><u>がした処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>6 <u>第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>指定管理業務(前条第1項又は第2項の規定により指定管理者に行わせることとした業務をいう。以下同じ。)</u>の実施の計画及び方法を記載した書類</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定管理業務_____</p> <p>_____の実施の計画及び方法を記載した書類</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

2 土採取規制条例（昭和 47 年神奈川県条例第 10 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(適用除外)</p> <p>第 14 条 この条例は、次に掲げる土の採取については、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）  <u>第 34 条の 2 第 1 項</u>の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該開発行為及び同法第 29 条第 1 項及び第 2 項の開発許可に係る開発行為として行う土の採取</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成に関する工事及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可に係る宅地造成に関する工事として行う土の採取</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 14 条 この条例は、次に掲げる土の採取については、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）  <u>第 29 条第 4 号</u>の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該開発行為及び同条の開発許可に係る開発行為として行う土の採取</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成に関する工事及び同項の許可に係る宅地造成に関する工事として行う土の採取</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>

3 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(施設維持管理料)</p> <p>第25条の2 知事は、前条第5号に掲げる費用の全部又は一部について、特に県が徴収する必要があると認めるときは、当該費用及び徴収に係る経費を勘案して規則で定めるところにより算定した額の施設維持管理料を入居者から徴収することができる。</p> <p>2 知事は、天災その他特別の事情により特に必要があると認めるときは、施設維持管理料を減免することができる。</p>	<p>(新規)</p>

4 神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例28号）新旧対照表

改正	現行
<p>(容積率) 第52条の9 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるもの</u></p>	<p>(容積率) 第52条の9 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとするすることができる。 (1)～(3) (略) (新規)</p>
<p>4・5 (略) (建蔽率) 第52条の10 (略) 2・3 (略) 4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前3項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>4・5 (略) (建蔽率) 第52条の10 (略) 2・3 (略) (新規)</p>
<p>5 <u>前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> (1)・(2) (略) (建築物の高さの限度)</p>	<p>4 <u>前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> (1)・(2) (略) (建築物の高さの限度)</p>
<p>第52条の11 (略) 2 <u>再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>第52条の11 (略) (新規)</p>
<p>3 <u>第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> (1)・(2) (略) 第52条の12～第52条の14 (略) (一定の複数建築物に対する制限の特例)</p>	<p>2 <u>前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> (1)・(2) (略) 第52条の12～第52条の14 (略) (一定の複数建築物に対する制限の特例)</p>
<p>第52条の15 一団地(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によつて<u>建築</u></p>	<p>第52条の15 一団地(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によつて<u>建築</u></p>



改 正	現 行
<p>大規模の修繕又は大規模の模様替(次項並びに別表31の項及び31の3の項において「建築等」という。)をするものについて、知事が別に定めるところにより、知事がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該各建築物に対する第52条の6、第52条の9、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の12又は第52条の13の規定(次項において「特例対象規定」という。)の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。</p>	<p>されるもののうち、知事が別に定めるところにより、知事がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第52条の6、第52条の9、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の12又は第52条の13の規定(次項において「特例対象規定」という。)の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。</p>
<p>2 一定の一団の土地の区域(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な知事が別に定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内において建築物の建築等をする場合において、知事が別に定めるところにより、知事がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該区域内における各建築物に対する特例対象規定の適用については、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。</p>	<p>2 一定の一団の土地の区域(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な知事が別に定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、知事が別に定めるところにより、知事がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。</p>
<p>3 第1項又は前項の規定による認定を申請する者は、知事が別に定めるところにより、対象区域(第1項の一団地又は前項の一定の一団の土地の区域をいう。以下同じ。)内の各建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内にある土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。</p>	<p>3 第1項又は前項の規定による認定を申請しようとする者は、知事が別に定めるところにより、対象区域(第1項の一団地又は前項の一定の一団の土地の区域をいう。以下同じ。)内の各建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内にある土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。</p>
<p>4～6 (略) (公告対象区域内における建築物の位置及び構造の認定)</p>	<p>4～6 (略) (公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定)</p>
<p>第52条の16 公告対象区域内において、前条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内建築物」という。)以外の建築物を新築し、又は同一敷地内建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項及び別表32の項から32の3の項までにおいて「増築等」という。)をしようとする者は、知事が別に定めるところにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の知事の認定を受けなければならない。</p>	<p>第52条の16 公告対象区域内において、前条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、知事が別に定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の知事の認定を受けなければならない。</p>
<p>2～5 (略) 第52条の17～第52条の18 (略)</p>	<p>2～5 (略) 第52条の17～第52条の18 (略)</p>

改 正			現 行		
<p>(建築計画概要書等の写し等の交付)            第52条の18の2 何人も、知事が別に定めるところにより、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。) <u>第11条の3第1項各号</u>に掲げる書類(別表において「建築計画概要書等」という。)の写し又は省令第6条の3第1項各号に掲げる台帳に記載されている事項のうち知事が別に定める事項の証明書(別表において「台帳記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>第52条の19～第56条 (略)            (建築審査会の同意)</p> <p>第57条 知事は、第44条、第52条の6第2項第2号、第52条の7第2号及び第3号、第52条の9第3項、<u>第52条の10第4項及び第5項第2号、第52条の11第2項及び第3項各号並びに第52条の13第1項第1号の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。</u></p> <p>第57条の2～第59条 (略)            別表(第52条の19、第52条の20関係)</p>			<p>(建築計画概要書等の写し等の交付)            第52条の18の2 何人も、知事が別に定めるところにより、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。) <u>第11条の4第1項各号</u>に掲げる書類(別表において「建築計画概要書等」という。)の写し又は省令第6条の3第1項各号に掲げる台帳に記載されている事項のうち知事が別に定める事項の証明書(別表において「台帳記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>第52条の19～第56条 (略)            (建築審査会の同意)</p> <p>第57条 知事は、第44条、第52条の6第2項第2号、第52条の7第2号及び第3号、第52条の9第3項、<u>第52条の10第4項第2号、第52条の11第2項並びに第52条の13第1項第1号の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。</u></p> <p>第57条の2～第59条 (略)            別表(第52条の19、第52条の20関係)</p>		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～11 (略)	(略)	(略)	1～11 (略)	(略)	(略)
11の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定の申請に対する審査	住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料	2万7,000円	(新規)	(新規)	(新規)
12～15 (略)	(略)	(略)	12～15 (略)	(略)	(略)
15の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円	(新規)	(新規)	(新規)
16 法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	16万円	16 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	16万円
17～18の2 (略)	(略)	(略)	17～18の2 (略)	(略)	(略)
18の3 法第58条第2項の規定に基づく建築物の	高度地区における再生可能エネルギー源	16万円	(新規)	(新規)	(新規)

改 正			現 行		
高さに関する特例の許可の申請に対する審査	の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料				
19～30 (略)	(略)	(略)	19～30 (略)	(略)	(略)
31 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物(建築等を <u>するものに限る。</u> 以下この項において同じ。)の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)	31 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物(既存建築物を <u>除く。</u> この項において同じ。)の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)
31の2 (略)	(略)	(略)	31の2 (略)	(略)	(略)
31の3 法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物(建築等を <u>するものに限る。</u> 以下この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)	31の3 法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物(既存建築物を <u>除く。</u> この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)
32 法第86条の2第1項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物に関する認定の申請に対する審査	公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料	(1) 建築物(一敷地内認定建築物以外 <u>の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。)の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)	32 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(1) 建築物(同一敷地内認定建築物を <u>除く。</u> この項において同じ。)の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)
32の2 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物(一敷地内認定建築物以外 <u>の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするもの</u> に	32の2 法第86条の2第2項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物(同一敷地内認定建築物を <u>除く。</u> この項において同じ。)の数が1である場合 22万円

改 正			現 行		
		限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)			(2) (略)
32の3 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における建築物に関する許可の申請に対する審査	公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料	(1) 建築物(一敷地内許可建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内許可建築物で増築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)	32の3 法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	(1) 建築物(同一敷地内許可建築物を除く。この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)
33~40 (略)	(略)	(略)	33~40 (略)	(略)	(略)
41 第52条の18の2の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1の建築計画概要書等(省令第11条の3第1項第1号に掲げる建築計画概要書の写しと同項第5号に掲げる処分等概要書の写しの交付を同時に請求する場合には、これらを1の建築計画概要書等とみなす。)につき400円	41 第52条の18の2の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1の建築計画概要書等(省令第11条の4第1項第1号に掲げる建築計画概要書の写しと同項第5号に掲げる処分等概要書の写しの交付を同時に請求する場合には、これらを1の建築計画概要書等とみなす。)につき400円
42 (略)	(略)	(略)	42 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

5 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成 12 年神奈川県条例第 15 号）新旧対照表

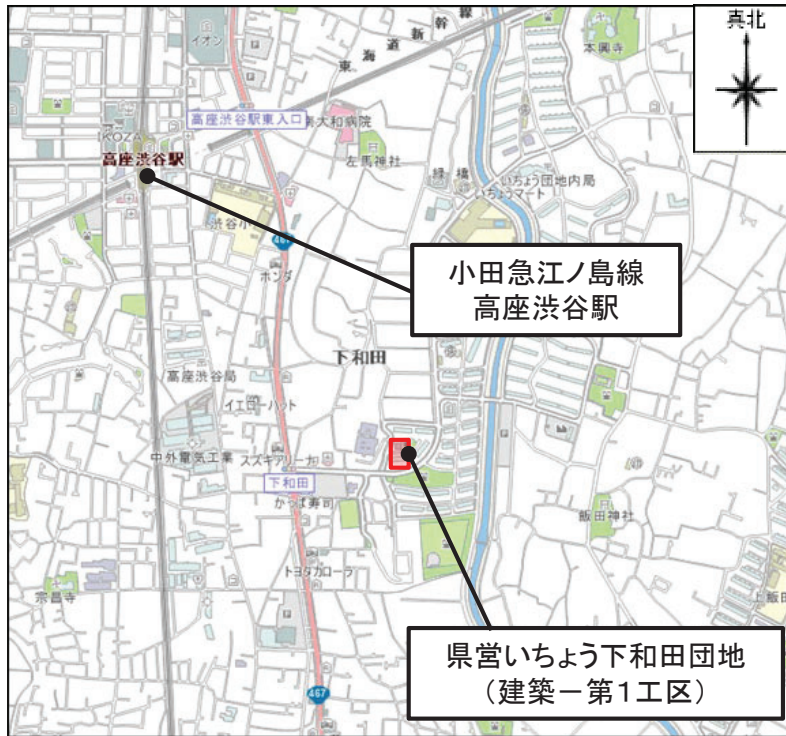
改 正	現 行
<p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条（略）</p> <p>第 3 条 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成に関してその災害が発生した日から 6 月以内に<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部改正法による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）第 8 条第 1 項の規定による許可を申請し、又は一部改正法附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第 12 条第 1 項の規定による変更の許可を申請した場合においては、これらの申請に係る手数料は、免除する。</u></p> <p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの<u>一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請に係る許可申請手数料並びに一部改正法附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第 12 条第 1 項の規定による変更の許可の申請に係る変更許可申請手数料は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>第 4 条（略）</p>	<p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、_____</p> <p>_____</p> <p>_____宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条（略）</p> <p>第 3 条 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成に関してその災害が発生した日から 6 月以内に_____</p> <p>_____宅地造成等規制法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定による許可を申請し、又は_____</p> <p>_____第 12 条第 1 項の規定による変更の許可を申請した場合においては、これらの申請に係る手数料は、免除する。</p> <p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの_____</p> <p>_____法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請に係る許可申請手数料及び_____</p> <p>_____法第 12 条第 1 項の規定による変更の許可の申請に係る変更許可申請手数料は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>第 4 条（略）</p>



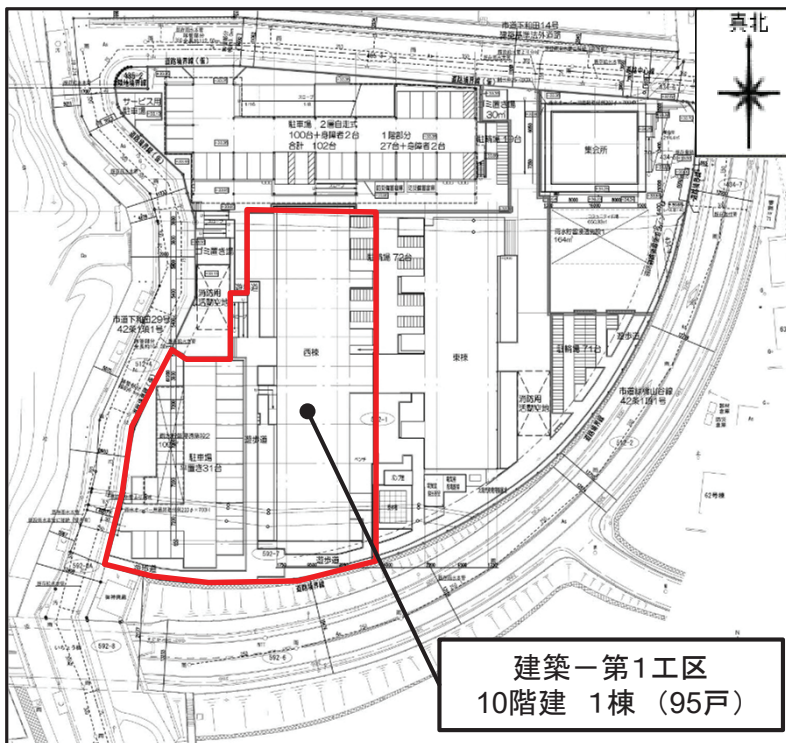
6 県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第1工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第1工区）
- (2) 工 事 場 所 大和市下和田 512－1 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 10階建 1棟  
延床面積 5,878.06㎡  
住戸数 95戸
- (4) 請負契約金額 15億6,497万9,680円
- (5) 請負契約者名 大洋・森田特定建設工事共同企業体  
代表者 大洋建設株式会社  
代表取締役 黒 田 憲 一  
所在地 横浜市戸塚区戸塚町 157 番地

県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第1工区）概要図



位置図



配置図



## 入札執行状況調書

工事名称 県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第1工区）

- 1 開札年月日 令和4年12月2日
- 2 落札額 1,564,979,680円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 142,270,880円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,513,480,000	1,422,708,800	1,422,671,200

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
大洋・森田特定建設工事共同 企業体	横浜市戸塚区戸 塚町	大洋建設 (株)	1,422,708,800	落札
門倉組・湘南ミサワホーム特 定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂神台	(株) 門倉組	1,513,520,000	
風越・中鉢特定建設工事共同 企業体	横浜市中区相生 町	風越建設 (株)	1,419,005,200	
小俣・サクラ特定建設工事 共同企業体	横浜市南区新川 町	(株) 小俣組	1,422,032,000	
安藤建設・杜企画特定建設工 事共同企業体	横浜市磯子区中 原	(株) 安藤建設	1,422,032,000	
渡辺組・見上工業特定建設工 事共同企業体	横浜市中区南仲 通	(株) 渡辺組	1,422,050,800	
大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区 田名塩田	大野土建 (株)	1,422,079,000	
亀井工業・大勝建設特定建設 工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)	1,422,079,000	
アイグステック・田中建設工 業特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック (株)	1,422,116,600	
三木・三共特定建設工事共同 企業体	横浜市神奈川区 青木町	(株) 三木組	1,422,126,000	
瀬戸・大神特定建設工事共同 企業体	小田原市久野	瀬戸建設 (株)	1,422,126,000	
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ ディ	1,422,126,000	
紅梅・大旭特定建設工事共同 企業体	横浜市西区花咲 町	(株) 紅梅組	1,422,126,000	
日成工事・沼田工業特定建設 工事共同企業体	横浜市港南区上 大岡西	日成工事 (株)	1,422,126,000	
小島・関野特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	1,422,163,600	
匠・成瀬特定建設工事共同企 業体	平塚市東八幡	匠建設 (株)	1,422,163,600	
松尾・明誠特定建設工事共同 企業体	横浜市鶴見区鶴 見中央	(株) 松尾工務店	1,422,191,800	

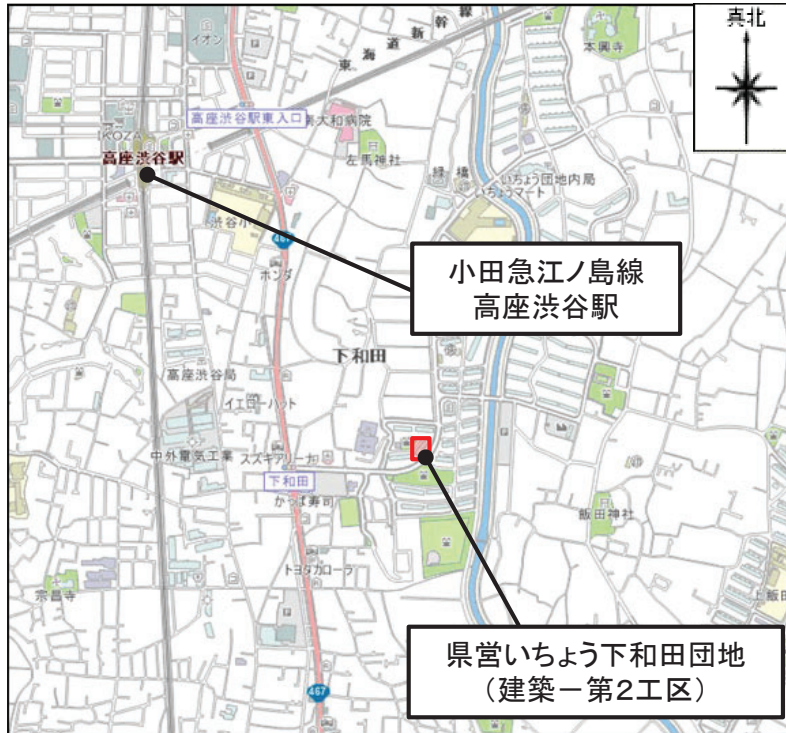
小雀・ミヤマ特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設（株）	1,422,191,800	
山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設（株）		辞退

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

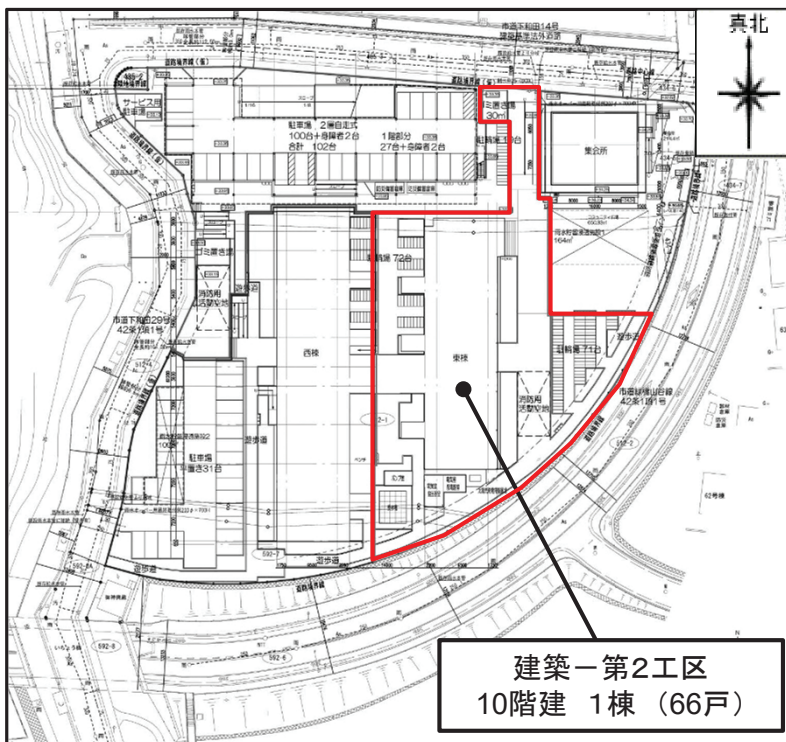
7 県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第2工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第2工区）
- (2) 工 事 場 所 大和市下和田 512-1 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 10階建 1棟  
延床面積 4,218.56㎡  
住戸数 66戸
- (4) 請負契約金額 13億2,770万円
- (5) 請負契約者名 アイグステック・田中建設工業特定建設工事共同企業体  
代表者 アイグステック株式会社  
代表取締役 塩 谷 政 志  
所在地 藤沢市大庭 5404-7 湘南エスパス

県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第2工区）概要図



位置図



配置図

## 入札執行状況調書

工事名称 県営いちろう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第2工区）

- 1 開札年月日 令和4年12月2日
- 2 落札額 1,327,700,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 120,700,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,208,560,000	1,207,000,000	1,123,960,800

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
アイグステック・田中建設工業特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック (株)	1,207,000,000	落札
大洋・森田特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区戸塚町	大洋建設 (株)	1,207,800,000	
門倉組・湘南ミサワホーム特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂神台	(株) 門倉組	1,208,570,000	
小俣・サクラ特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株) 小俣組	1,123,440,000	
瀬戸・大神特定建設工事共同企業体	小田原市久野	瀬戸建設 (株)	1,123,440,000	
紅梅・大旭特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	(株) 紅梅組	1,123,440,000	
日成工事・沼田工業特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事 (株)	1,123,440,000	
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建 (株)	1,123,467,900	
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株) 渡辺組	1,123,514,400	
安藤建設・杜企画特定建設工事共同企業体	横浜市磯子区中原	(株) 安藤建設	1,123,533,000	
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)	1,123,533,000	
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ディ	1,123,533,000	
小島・関野特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	1,123,542,300	
匠・成瀬特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設 (株)	1,123,542,300	
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区青木町	(株) 三木組	1,123,570,200	
小雀・ミヤマ特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設 (株)	1,123,579,500	
風越・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市中区相生町	風越建設 (株)	1,123,812,000	

山王建設・山王総合特定建設 工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設（株）		辞退
松尾・明誠特定建設工事共同 企業体	横浜市鶴見区鶴 見中央	（株）松尾工務店		入札書 不着

（注） 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。



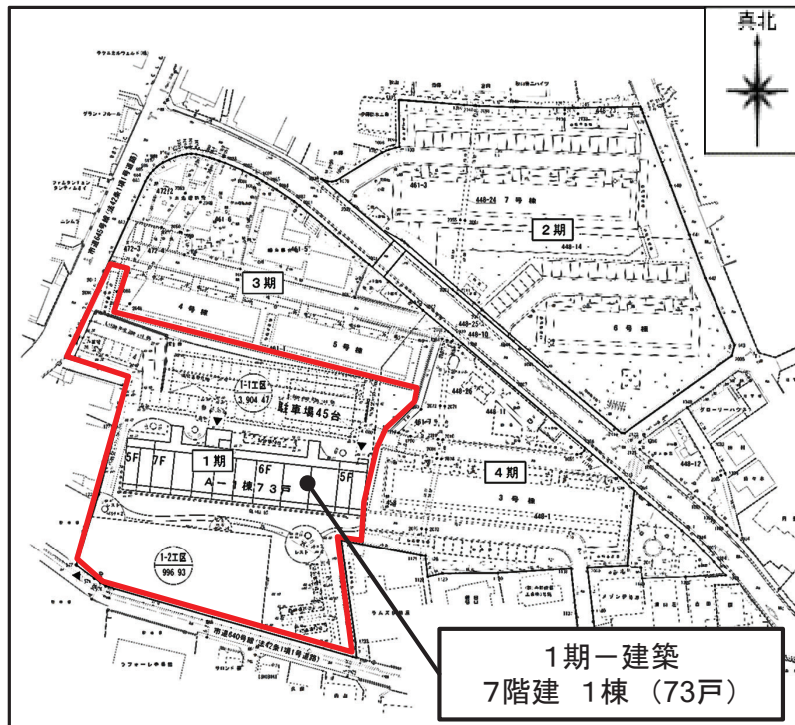
8 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期－建築）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期－建築）
- (2) 工 事 場 所 伊勢原市上粕屋 448 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 7階建 1棟  
延床面積 4,158.68㎡  
住戸数 73戸
- (4) 請負契約金額 12億9,085万5,940円
- (5) 請負契約者名 大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体  
代表者 大野土建株式会社  
代表取締役 大 野 攻  
所在地 相模原市中央区田名塩田 4－16－4

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期一建築）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期一建築）

- 1 開札年月日 令和5年1月13日
- 2 落札額 1,290,855,940円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 117,350,540円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,248,400,000	1,173,505,400	1,173,496,000

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区 田名塩田	大野土建(株)	1,173,505,400	落札
三木・三共特定建設工事共同 企業体	横浜市神奈川区 青木町	(株)三木組	1,173,514,800	
小雀・ミヤマ特定建設工事共 同企業体	横浜市戸塚区小 雀町	小雀建設(株)	1,173,514,800	
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株)エス・ケイ・ ディ	1,173,524,200	
小島・関野特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	(株)小島組	1,173,749,800	
渡辺組・見上工業特定建設工 事共同企業体	横浜市中区南仲 通	(株)渡辺組	1,173,749,800	
瀬戸・大神特定建設工事共同 企業体	小田原市久野	瀬戸建設(株)	1,173,947,200	
紅梅・大旭特定建設工事共同 企業体	横浜市西区花咲 町	(株)紅梅組	1,173,947,200	
匠・成瀬特定建設工事共同企 業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	1,173,966,000	
安藤建設・杜企画特定建設工 事共同企業体	横浜市磯子区中 原	(株)安藤建設	1,173,966,000	
山王建設・山王総合特定建設 工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	1,173,975,400	
風越・中鉢特定建設工事共同 企業体	横浜市中区相生 町	風越建設(株)	1,173,975,400	
日成工事・沼田工業特定建設 工事共同企業体	横浜市港南区上 大岡西	日成工事(株)	1,173,975,400	
松浦・今井特定建設工事共同 企業体	小田原市新屋	松浦建設(株)	1,173,984,800	
亀井工業・大勝建設特定建設 工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)	1,248,920,000	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

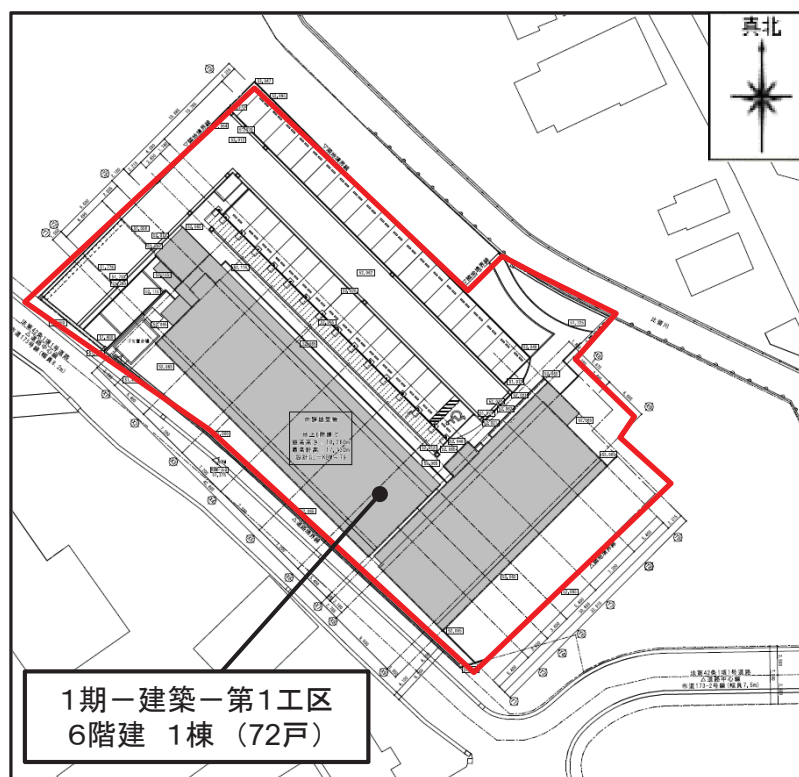
9 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）
- (2) 工 事 場 所 綾瀬市寺尾中2－1外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 6階建 1棟  
延床面積 4,419.35㎡  
住戸数 72戸
- (4) 請負契約金額 12億7,454万9,760円
- (5) 請負契約者名 三木・三共特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社三木組  
代表取締役 三 木 康 郎  
所在地 横浜市神奈川区青木町7番地16

県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）

- 1 開札年月日 令和5年1月13日
- 2 落札額 1,274,549,760円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 115,868,160円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,232,600,000	1,158,681,600	1,158,644,000

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
三木・三共特定建設工事共同 企業体	横浜市神奈川区 青木町	(株) 三木組	1,158,681,600	落札
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ ディ	1,158,756,800	
小島・関野特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	1,158,916,600	
小雀・ミヤマ特定建設工事共 同企業体	横浜市戸塚区小 雀町	小雀建設(株)	1,158,916,600	
瀬戸・大神特定建設工事共同 企業体	小田原市久野	瀬戸建設(株)	1,159,114,000	
紅梅・大旭特定建設工事共同 企業体	横浜市西区花咲 町	(株) 紅梅組	1,159,114,000	
山王建設・山王総合特定建設 工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	1,159,132,800	
安藤建設・杜企画特定建設工 事共同企業体	横浜市磯子区中 原	(株) 安藤建設	1,159,132,800	
日成工事・沼田工業特定建設 工事共同企業体	横浜市港南区上 大岡西	日成工事(株)	1,159,132,800	
渡辺組・見上工業特定建設工 事共同企業体	横浜市中区南仲 通	(株) 渡辺組	1,159,142,200	
匠・成瀬特定建設工事共同企 業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	1,159,142,200	
風越・中鉢特定建設工事共同 企業体	横浜市中区相生 町	風越建設(株)	1,159,142,200	
亀井工業・大勝建設特定建設 工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)	1,233,140,000	
大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区 田名塩田	大野土建(株)		辞退

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。